

令和5年第13回伊賀市教育委員会 議事日程

令和5年11月27日 10:00～

伊賀市役所 2階 会議室 203

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和5年第12回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第59号 令和5年度一般会計補正予算 教育費関係について

日程第4 議案第60号 伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

日程第5 議案第61号 指定管理者の指定について

日程第6 議案第62号 伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例について

日程第7 報告説明事項

① 令和5年度教育行政評価の結果について

② 令和5年度伊賀市中学生議会について

③ 寄附について

④ 人権啓発パネル展示の実施について

⑤ その他

議案第 59 号

令和 5 年度一般会計補正予算 教育費関係について

令和 5 年度一般会計補正予算（第 7 号）教育費関係について下記のとおり検討を
求める。

令和 5 年 11 月 27 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

予算の内容 別紙のとおり【詳細資料省略】

議案第 60 号

伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

下記のとおり伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について、下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 11 月 27 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 制定理由 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金にかかる共済掛金の保護者負担額を定めた規則を制定しようとする。
- 2 制定内容 別紙のとおり【詳細資料省略】
- 3 施行期日 公布の日

議案第 61 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、次のとおり検討を求める。

令和5年11月27日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 施設の名称及び所在

史跡旧崇広堂	伊賀市上野丸之内 78 番地 1
旧小田小学校本館	伊賀市小田町 141 番地 1
入交家住宅	伊賀市上野相生町 2828 番地
名勝及び史跡城之越遺跡	伊賀市比土字城之越 4724 番地

2 指定する期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 指定管理者となる法人等

伊賀市西明寺 3240 番地の 2
公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長 中 村 忠 明

指定管理者概要調書

教育委員会事務局文化財課

議案番号	議案第 号
施設の名称	①史跡旧崇広堂 ②旧小田小学校本館 ③三重県指定有形文化財（建造物）入交家住宅 ④名勝及び史跡城之越遺跡
施設の所在	①伊賀市上野丸之内 78 番地 1 ②伊賀市小田町 141 番地 1 ③伊賀市上野相生町 2828 番地 ④伊賀市比土字城之越 4724 番地
施設の概要	国及び県の指定文化財 ①構造：木造瓦葺平屋建一部土蔵造瓦葺 2 階建 延床面積：819 m ² ②構造：木造瓦葺 2 階建 延床面積：274.42 m ² ③建物（構造）：主屋（木造茅葺平屋建）、長屋門（木造棧瓦葺平屋建）等 延床面積：309.209 m ² ④施設（構造）：学習館（鉄骨造平屋建）、聖なる泉の広場、まつりの広場等 敷地面積：12,386 m ²
選定の区分	指定手続条例第 5 条適用
指定管理者となる法人等	伊賀市西明寺 3240 番地の 2 公益財団法人伊賀市文化都市協会 理事長 中村 忠明
指定管理者の概要	上野市文化会館の開館に伴い上野市文化振興財団として設立された。1997（平成 9）年に財団法人上野市文化都市協会に組織を変更し、2004（平成 16）年には財団法人伊賀市文化都市協会に改組、2012（平成 24）年に公益財団法人伊賀市文化都市協会に変更し現在に至る。 地域住民の教育、芸術、文化、生涯学習の振興に資するため、主催公演、講座、体験活動等を行うとともに、産学官連携による地域産業創造センターの運営を通じ、創造性豊かで潤いと活力に満ちた地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、環境・食・文化等に関する地域産業の振興に資する事業を行う。史跡旧崇広堂など文化財 4 施設のほか、生涯学習施設、体育施設、都市公園、キャンプ場などの公共施設の指定管理者としても実績を有する。
指定する期間	2024（令和 6）年 4 月 1 日から 2029（令和 11）年 3 月 31 日まで
事業計画の概要	地域住民や利用者の文化的活動の推進と指定文化財としての施設の維持管理に努めるとともに、外部の各種団体との連携により文化財の積極的な活用を図る。

指定理由又は公募の経緯

本団体は、伊賀市文化振興ビジョンにおいて、文化事業の専門的な団体として本市の文化振興に総合的に取り組む団体として位置づけられており、本団体が管理運営する他の施設との連携や民間のネットワークを活かした企画を立案するなど、文化財を活用した取り組みを行い、本市の歴史的文化の魅力を発信することができる事業者である。

対象4施設については、現在も本団体を指定管理者に指定しているが、市内の回遊性を高める仕組みを構築し、施設間で連携した事業を実施しており、旧崇広堂では多くのリピーターを獲得し利用者増につながる企画を恒例企画として実施するなど、文化財を活用した企画立案を効果的に行っている。また、2019（令和元）年以降のコロナ禍においても、屋外展示を行う等の工夫により入館者増となった施設もあり、指定管理者としての実績も十分である。

これらのことから、本団体を指定し、今後も上記の取り組みを継続し発展させることで、文化財を活用した事業効果が大いに見込めると考える。

については、公益財団法人伊賀市文化都市協会を指定したい。

選定結果又は理由

公募によらず、指定手続条例第5条を適用して当該団体を指定管理者候補者に選定することについて、審査が行われた結果、妥当であると判断された。

令和4年度指定管理料決算額 24,446千円

令和6年度～令和10年度平均指定管理料見込額 27,942千円

対比 114.3%

指定管理者議案補充説明調書（指定用）

議案名	議案第 号 指定管理者の指定について	施設所管課	教育委員会事務局文化財課
提案理由	教育委員会事務局文化財課が所管する史跡旧崇広堂、旧小田小学校本館、三重県指定有形文化財（建造物）入交家住宅、名勝及び史跡城之越遺跡について、2024（令和6）年4月1日から指定管理者に管理を行わせるため、史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例第3条、旧小田小学校本館の設置及び管理に関する条例第3条、入交家住宅の設置及び管理に関する条例第3条、城之越遺跡の設置及び管理に関する条例第3条に規定する指定管理者の指定についての議決を得ようとするものである。		

1. 指定管理者候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の申請状況

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、次の団体を指定管理者候補者として選定することについて施設所管課から提案があった。

- ・公益財団法人伊賀市文化都市協会（伊賀市西明寺3240番地の2）

(2) 指定管理者候補者の審査・選定の経過

当日の選定委員会の状況	出席委員：上井委員長、小林副委員長、辻村委員、井関委員、月井委員、東瀬委員（計6名）	
審査の経過	2023（令和5）年8月23日に委員会を開催し、まず施設所管課から施設概要、条例第5条の適用理由の説明を受けた後、申請団体による事業計画、収支計画等についてのプレゼンテーションを実施した。	
提案内容	資料4のとおり	
審査概要	申請団体から提出された事業計画書、収支計画書及び団体の管理体制、財務状況等に関する書類並びにプレゼンテーション内容を基に、条例第4条に定める基準により指定管理者としての適格性を総合的に審査した。また、条例第5条の規定により公募によらず指定管理者候補者を選定することの妥当性について、下記の基準に該当するかどうかをもって、その妥当性を判断することとした。	
選定基準	条例第4条 第1項第1号	事業計画書の内容が、市民の平等な使用を確保することができ、当該施設のサービス向上が図られるものであるか。
	条例第4条 第1項第2号	事業計画書の内容が、当該施設の維持・管理を適切に行えるものであり、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。
	条例第4条 第1項第3号	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的及び物的能力を有しているか。

条例第4条 第1項第4号	当該施設の設置の目的を達成するための十分な能力、安定した管理・運営ができる団体であるか。
条例第5条適用基準	①近い将来、当該施設の廃止や移管が見込まれる場合
	②当該施設の管理上緊急に指定を行う必要がある場合
	③地域等の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると認められる場合
	④特定の団体（市が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体）以外では当該施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことが明らかな場合
	⑤当該施設の事業内容により、事業継続性の観点や現受託団体の実績等から現受託団体を指定管理者として指定することが適当であると認められる場合
審査結果	当該団体を指定管理者の候補者として選定することについて妥当であると判断した。

2. 期待される効果

今回選定した団体が管理業務を実施することで、次のような効果を見込んでいる。

- ・これまで指定管理者として文化財を適切に維持管理しつつ、活用してきた実績が十分あり、恒例のイベントや当該団体が管理運営する他の施設との連携や民間のネットワークを活かした企画等により、適切な管理と活用を両立させることができる。

3. 協定で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を得た後、市と指定管理者との間で、指定期間を通じての基本的な事項を定める「包括協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしている。

包括協定で定める主な項目は、次のとおりである。

- ① 業務の範囲と実施の条件及び基本的事項
- ② 業務実施に係る市の確認事項
- ③ 指定管理料及び利用料金
- ④ 損害賠償及び不可抗力
- ⑤ モニタリングの実施と調整機関の設置

4. 今後の予定

指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより手続を進める。

議決以後

指定管理者への指定通知、包括協定の締結

2024（令和6）年4月1日 年度協定の締結、指定管理者による施設管理の開始

史跡旧崇広堂の指定管理者の仕様書

史跡旧崇広堂（以下、「崇広堂」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、条例および規則に定めがあるもののほか、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、地方自治法に規定する住民利用の基本原則である「公の施設として、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」ことを念頭において管理運営を実施するために、崇広堂の指定管理者が行う業務の内容及び管理方法について定めるものとする。

2 崇広堂の管理に関する基本的な考え方

崇広堂を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 崇広堂を、文化財として保存管理するとともに、その活用を図ることにより、市民の文化の向上に資することを目的とする崇広堂の設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 崇広堂が国史跡であることを十分に認識し、歴史的・文化財的環境の保全に努めること。
- (3) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 効率的運営を行うこと。
- (6) 管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

- (1) 名称 史跡旧崇広堂
- (2) 所在地 三重県伊賀市上野丸之内78番地1
- (3) 施設規模

構造	木造瓦葺平家建一部土蔵造瓦葺2階建
敷地面積	4,118㎡
延床面積	819㎡
- (4) 施設内容 講堂、御成門、表門、有恒寮、小玄関、玄関棟、台所棟、東控所、東渡廊下、北控所、書物蔵、中土塀、南土塀、東土塀、西土塀

4 使用時間及び参観時間

参観時間は、午前9時から午後4時30分までとし、使用時間は午前9時から午後9時までとする。

5 休館日

火曜日（国民の祝日に関する法律第178号に規定する休日に当たるときは当該休日後の直近の休日でない日）および12月29日から翌1月3日まで

6 法令等の遵守

崇広堂の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 文化財保護法
- (3) 三重県文化財保護条例
- (4) 三重県文化財保護条例施行規則
- (5) 伊賀市文化財保護条例
- (6) 伊賀市文化財保護条例施行規則
- (7) 伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (8) 伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (9) 史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例
- (10) 史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例施行規則
- (11) 個人情報の保護に関する法律
- (12) 伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例

本契約期間中に全各号に規定する法令ならびに条例及び規則に変更があった場合は、改正された内容をもって仕様とする。

7 業務内容

(1) 施設の管理運営に関すること

① 職員の雇用等に関すること

ア 職員1人以上の常時配置を原則とし、崇広堂の業務形態にあった適正な職員数で業務にあたること。

イ 職員の勤務形態は崇広堂の運営に支障がないように定めること。

ウ 職員に対して、施設の運営管理・展示案内に必要な研修を実施すること。

② 自主事業に関すること

ア 施設の自主事業を計画し、実施すること。

イ 崇広堂の設置目的に沿ったものであること。

ウ 地域住民および利用者の施設に関するニーズが適性に反映されていること。

エ 自主事業は、文化財保護法等の内容を十分に認識し、現状変更に関する制限等に留意した事業計画とすること。

オ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮すること。

カ 事業を実施する際には、事前に市と協議すること。

③ 施設の利用に供すること

ア 参観料・利用料金

- ・ 参観料・利用料金については、史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例の別表第1及び別表第2に規定する金額を利用者から徴収することができる。
- ・ 徴収した参観料・利用料金については、指定管理者の収入とする。
- ・ 施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、あらかじめ市長の承認を得て、参観料の減免または徴収を猶予することができる。

イ 利用者の管理に関すること

- ・ 施設の利用許可については、崇広堂の設置理念を十分認識し、公平かつ公正に行うこと。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、利用の許可に条件を付することができる。
- ・ 管理上支障があると認められる場合（史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例第6条第4項及び第11条のいずれかに該当する場合は、施設への入館を拒み、または利用制限、退館を命じることができる。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること

- ① 崇広堂の適正な運営のため、施設及び設備に関する以下の保守管理を行うこと。
(保守点検等業務に係る詳細は別表1のとおりとする。)

清掃、消防設備、機械警備、空調機器、害虫駆除、植栽管理、排水溝管理（落ち葉の除去・玉砂利清掃）、設備巡視点検等の保守管理等

なお、施設及び設備に毀損等が生じた場合は、速やかに市へ報告すること。

- ② 軽易な修繕に関すること

ア 備品その他器具に関する軽易な補修や修理を行うこと。

イ 建物に関する軽易な補修を行うこと。なお、補修の内容については、現状変更を伴う可能性があるため、市と事前に協議すること。

- ③ 施設賠償責任保険に加入すること。

(3) その他

- ① 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導および訓練すること。
- ② 伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、適正な管理体制をとり、職員に周知徹底を図ること。
- ③ 市が必要と認めた場合には、施設利用者数、収支状況等の事業報告書を作成し、提出すること。
- ④ 伊賀市指定管理者導入施設のモニタリングに関する基本指針に基づき、半期毎と年度末に履行確認のチェックシートを提出すること。
- ⑤ 市主催事業について、必要な範囲における事業への協力及び日程等の調整を行うこと。

8 経費等について

本事業では利用料金制を導入するため、指定管理者は、市が支払う本事業に要する経費のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を、自らの収入とすることができる。

(1) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払う。なお、支払時期や方法は別途包括協定で定める。

(2) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

(3) 市が支払う経費に含まれるもの

- ア 人件費（退職給与引当金含む）
- イ 事務費
- ウ 事業費
- エ 管理費（修繕費、光熱水費、保守管理費、その他の経費）
- オ 事務手数料

年間の運営は経費の範囲内で行うこと。

(4) 収入として見込まれるもの

- ア 利用料金
- イ 事業からの収入

(5) 精算および事業報告

会計年度終了後、30日以内に事業の精算および報告を行うこと。

(6) 立入検査について

市は必要に応じて、施設、物品各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

9 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容および処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。

10 物品の帰属等

市が、指定管理者に対して委託代金により物品を購入させるときは、購入後の物品は指定管理者の所有に属するものとする。

11 備品物品

備え付けの備品物品等は別途提示する。

12 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- ① 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ② 開館時間、休館日については、指定管理者が、必要があると認めたときは市長の承

認を得て変更することができる。

- ③ 維持管理経費の節減、多彩な事業の実施に努めること。また、積極的に市内の他の文化財施設との連携や調整を行うこと。
- ④ 指定管理者が、施設の管理運営に係る各種規定、または要綱・パンフレット等を作成する場合は市と協議を行うこと。
- ⑤ 各種規定がない場合は、市の諸例規に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- ⑥ その他、仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。
- ⑦ 別に定める予算については、財政の状況により金額が変更となる場合がある。

別表1 伊賀市史跡旧崇広堂管理保守点検等業務

項 目	必要管理項目	頻 度
清 掃	日常的に整理・整頓等	毎日（休館日を除く）
定期的な床掃除		月4回以上
窓清掃		必要に応じて随時
消防設備	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	定期点検	年2回以上
空調機器	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	定期点検	年2回以上
害虫駆除	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	定期点検	年2回以上
植栽管理	日常保守管理	必要に応じて随時
除草		必要に応じて随時
排水溝管理	日常保守管理	必要に応じて随時
(落ち葉除去・玉砂利清掃)	定期点検	年2回以上
設備総合点検	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	巡視点検	必要に応じて随時
	定期点検	月1回以上
照明装置の維持・交換		必要に応じて随時
浄化槽	日常保守点検	毎日（休館日を除く）
	定期点検	法定回数
	法定検査	年1回
小修繕		必要に応じて随時

史跡旧崇広堂備品一覧表

種類	数量	備考
事務用机	3脚	片袖机
長机	6脚	長脚
長机	20脚	座敷用
長机	20脚	座敷用 コクヨKT-N41T
事務用椅子	2脚	中型
会議用椅子	5脚	
金庫	1個	手提用
整理箱類	1個	崇広堂扁額収納桐箱
食器棚	1個	ミラノ85MK
ラック類	1個	傘立て 磁製
屋内表示	1枚	ホワイトボード
冷暖房機器	3台	三菱・ナショナル
防災用器具	12個	消火器
厨房機器類（保管器具）	2個	電気ポット
布団類	40枚	座布団

旧小田小学校本館の指定管理者の仕様書

旧小田小学校本館（以下、「小田小学校」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、条例および規則に定めがあるもののほか、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、地方自治法に規定する住民利用の基本原則である「公の施設として、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」ことを念頭において管理運営を実施するために、小田小学校の指定管理者が行う業務の内容及び管理方法について定めるものとする。

2 小田小学校の管理に関する基本的な考え方

小田小学校を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 小田小学校を、文化財としての保存管理を行うとともに、その活用を図ることにより、市民の文化の向上に資することを目的とする小田小学校の設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 小田小学校が県指定有形文化財（建造物）であることを十分に認識し、歴史的・文化財的環境の保全に努めること。
- (3) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 効率的運営を行うこと。
- (6) 管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

- (1) 名称 旧小田小学校本館
- (2) 所在地 三重県伊賀市小田町1 4 1 番地1
- (3) 施設規模
 - 構造 木造瓦葺2階建
 - 敷地面積 1, 5 6 3 m²
 - 延床面積 2 7 4 . 4 2 m²
- (4) 施設内容 1階 管理室・1階ホール
2階 展示室
付帯設備 駐車場（舗装済 3台駐車可）

4 使用時間及び参観時間

参観時間は、午前9時から午後4時30分までとし、使用時間は午前9時から午後9

時までとする。

5 休館日

火曜日（国民の祝日に関する法律第178号に規定する休日に当たるときは当該休日後の直近の休日でない日）および12月29日から翌1月3日まで

6 法令等の遵守

小田小学校の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 文化財保護法
- (3) 三重県文化財保護条例
- (4) 三重県文化財保護条例施行規則
- (5) 伊賀市文化財保護条例
- (6) 伊賀市文化財保護条例施行規則
- (7) 伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (8) 伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (9) 旧小田小学校本館の設置及び管理に関する条例
- (10) 旧小田小学校本館の設置及び管理に関する条例施行規則
- (11) 個人情報保護に関する法律
- (12) 伊賀市個人情報保護に関する法律施行条例

本契約期間中に全各号に規定する法令ならびに条例及び規則に変更があった場合は、改正された内容をもって仕様とする。

7 業務内容

(1) 施設の管理運営に関すること

① 職員の雇用等に関すること

ア 職員1名以上の常時配置を原則とし、小田小学校の業務形態にあった適正な職員数で業務にあたること。

イ 職員には教職経験を有する者、あるいは教育に専門的な知識を有する者を配置すること。

ウ 職員の勤務形態は小田小学校の運営に支障がないように定めること。

エ 職員に対して、施設の運営管理・展示案内に必要な研修を実施すること。

② 自主事業に関すること

ア 施設の自主事業を計画し、実施すること。

イ 小田小学校の設置目的に沿ったものであること。

ウ 地域住民および利用者の施設に関するニーズが適性に反映されていること。

エ 自主事業は文化財保護法等の内容を十分に認識し、現状変更に関する制限等に留意した事業計画とすること。

オ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮すること。

カ 事業を実施するには事前に市と協議すること。

③ 施設の利用に供すること

ア 参観料・利用料金

- ・ 参観料・利用料金については、旧小田小学校本館の設置及び管理に関する条例の別表第1及び別表第2に規定する金額を利用者から徴収することができる。
- ・ 徴収した参観料・利用料金については、指定管理者の収入とする。
- ・ 施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、あらかじめ市長の承認を得て、参観料の減免または徴収を猶予することができる。

イ 利用者の管理に関すること

- ・ 施設の利用許可については、小田小学校の設置理念を十分認識し、公平かつ公正に行うこと。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、利用の許可に条件を付することができる。
- ・ 管理上支障があると認められる場合（旧小田小学校本館の設置及び管理に関する条例第6条第4項及び第11条第1項のいずれかに該当する場合）は、施設への入館を拒み、または利用制限、退館を命じることができる。

④ 教育資料等の管理に関すること

ア 市が収集・受け入れた教育資料等については、適正な保存及び展示を行うこと。

イ 市が収集・受け入れた教育資料等について、一覧・概要等の台帳を作成すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること

① 小田小学校の適正な運営のため、施設及び設備に関する以下の保守管理を行うこと。（保守点検等業務に係る詳細は別表1のとおりとする。）

清掃、消防設備、機械警備、空調機器、非常用放送設備、害虫駆除、植栽管理、設備巡視点検等の保守管理等

なお、施設及び設備に毀損等が生じた場合は、速やかに市へ報告すること。

② 軽易な修繕に関すること。

ア 備品その他器具に関する軽易な補修や修理を行うこと。

イ 建物に関する軽易な補修を行うこと。なお、補修の内容については、現状変更を伴う可能性があるため、事前に市と協議すること。

③ 駐車場の管理に関すること。

④ 施設賠償責任保険に加入すること。

(3) その他

① 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導および

訓練すること。

- ② 伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、適正な管理体制をとり、職員に周知徹底を図ること。
- ③ 市が必要と認めた場合には、施設利用者数、収支状況等の事業報告書を作成し、提出すること。
- ④ 伊賀市指定管理者導入施設のモニタリングに関する基本指針に基づき、半期毎と年度末に履行確認のチェックシートを提出すること。
- ⑤ 市主催事業について、必要な範囲における事業への協力及び日程等の調整を行うこと。

8 経費等について

本事業では利用料金制を導入するため、指定管理者は、市が支払う本事業に要する経費のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を、自らの収入とすることができる。

(1) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払う。なお、支払時期や方法は協定にて定める

(2) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

(3) 市が支払う経費に含まれるもの

- ア 人件費（退職給与引当金含む）
- イ 事務費
- ウ 事業費
- エ 管理費（修繕費、光熱水費、保守管理費、その他の経費）
- オ 事務手数料

年間の運営は経費の範囲内で行うこと。

(4) 収入として見込まれるもの

- ア 利用料金
- イ 事業からの収入

(5) 精算および事業報告

会計年度終了後、30日以内に事業の精算および報告を行うこと。

(6) 立入検査について

市は必要に応じて、施設、物品各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

9 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容および処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。

10 物品の帰属等

市が、指定管理者に対して委託代金により物品を購入させるときは、購入後の物品は指定管理者の所有に属するものとする。

11 備品物品

備え付けの備品物品等は別途提示する。

12 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- ① 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ② 開館時間、休館日については、指定管理者が必要があると認めたときは市長の承認を得て変更することができる。
- ③ 維持管理経費の節減、多彩な事業の実施に努めること。また、積極的に市内の他の文化財施設との連携や調整を行うこと。
- ④ 指定管理者が、施設の管理運営に係る各種規定、または要綱・パンフレット等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- ⑤ 各種規定がない場合は、市の諸例規に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- ⑥ その他、仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。
- ⑦ 別に定める予算については、財政の状況により金額が変更となる場合がある。

別表1 伊賀市旧小田小学校本館管理保守点検等業務

項 目	必要管理項目	頻 度
清 掃	日常的に整理・整頓等	毎日（休館日を除く）
定期的な床掃除		月4回以上
窓清掃		必要に応じて随時
消防設備	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	定期点検	年2回以上
機械警備	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	定期点検	必要に応じて随時
空調機器	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	定期点検	年2回以上
害虫駆除	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	定期点検	年2回以上
植栽管理	日常保守管理	必要に応じて随時
除草		必要に応じて随時
設備総合点検	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	巡視点検	必要に応じて随時
	定期点検	月1回以上
照明装置の維持・交換		必要に応じて随時
浄化槽	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	法定点検	年1回
	定期点検	法定回数
小修繕		必要に応じて随時

旧小田小学校本館備品一覧表

種類	数量	備考
事務用机	2脚	片袖机
長机	15脚	長脚
事務用椅子	2脚	中型
会議用椅子	45脚	
金庫	1個	手提用
整理箱類	16個	
書庫	3個	大型
食器棚	1個	ミラノ85MK
カウンター	1台	コクヨ
音響・放送機器	1台	ソニーCDラジカセ
屋内標示	5枚	展示用パネル
屋内標示	5枚	展示用パネル足
屋内標示	2枚	ホワイトボード
防災用器具	3個	消火器
厨房機器類（保管器具）	1個	電気ポット
幕類	31枚	暗幕
美術工芸品類	1個	松浦莫章作 油彩（45.5×53）
装飾・美術工芸品	5個	帝金バリカー移動式
清掃器具	1台	掃除機
脚立	1個	ホクセイ
産業建設機器類	1台	大工道具

入交家住宅の指定管理者の仕様書

入交家住宅の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、条例および規則に定めがあるもののほか、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、地方自治法に規定する住民利用の基本原則である「公の施設として、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」ことを念頭において管理運営を実施するために、入交家住宅の指定管理者が行う業務の内容及び管理方法について定めるものとする。

2 入交家住宅の管理に関する基本的な考え方

入交家住宅を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 入交家住宅を、文化財として保存管理するとともに、その活用を図ることにより、市民の文化の向上に資することを目的とする入交家住宅の設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 入交家住宅が県指定有形文化財（建造物）であることを十分に認識し、歴史的・文化財的環境の保全に努めること。
- (3) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 効率的運営を行うこと。
- (6) 管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

- (1) 名称 入交家住宅
- (2) 所在地 三重県伊賀市上野相生町2828番地
- (3) 施設
建物（構造） 主屋（木造茅葺平家建）・長屋門（木造棧瓦葺平家建）・
表屋（木造棧瓦葺一部2階建）・土蔵（土蔵造棧瓦葺2階建）・
多目的便所・ポンプ室
敷地面積 1,000.41㎡
延床面積 309.209㎡

4 使用時間及び参観時間

参観時間は、午前9時から午後4時30分までとし、使用時間は午前9時から午後9時までとする。

5 休館日

火曜日（国民の祝日に関する法律第178号に規定する休日に当たるときは当該休日後の直近の休日でない日）および12月29日から翌1月3日まで

6 法令等の遵守

入交家住宅の管理にあたっては、本仕様書のほか、次に各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 文化財保護法
- (3) 三重県文化財保護条例
- (4) 三重県文化財保護条例施行規則
- (5) 伊賀市文化財保護条例
- (6) 伊賀市文化財保護条例施行規則
- (7) 伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (8) 伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (9) 入交家住宅の設置及び管理に関する条例
- (10) 入交家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
- (11) 個人情報の保護に関する法律
- (12) 伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例

本契約期間中に全各号に規定する法令ならびに条例及び規則に変更があった場合は、改正された内容をもって仕様とする。

7 業務内容

(1) 施設の管理運営に関すること

① 職員の雇用等に関すること

ア 職員1人以上の常時配置を原則とし、入交家住宅の業務形態にあった適正な職員数で業務にあたること。

イ 職員の勤務形態は入交家住宅の運営に支障がないように定めること。

ウ 職員に対して、施設の運営管理・展示案内に必要な研修を実施すること。

② 自主事業に関すること

ア 施設の自主事業を計画し、実施すること。

イ 入交家住宅の設置目的に沿ったものであること。

ウ 地域住民および利用者の施設に関するニーズが適性に反映されていること。

エ 自主事業は、文化財保護法等の内容を十分に認識し、現状変更に関する制限等に留意した事業計画とすること。

オ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮すること。

カ 事業を実施する際には、事前に市と協議すること。

③ 施設の利用に供すること

ア 参観料・利用料金

- ・ 参観料・利用料金については、入交家住宅の設置及び管理に関する条例の別表第1及び別表第2に規定する金額を利用者から徴収することができる。
- ・ 徴収した参観料・利用料金については、指定管理者の収入とする。
- ・ 施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、あらかじめ市長の承認を得て、参観料の減免または徴収を猶予することができる。

イ 利用者の管理に関すること

- ・ 施設の利用許可については、入交家住宅の設置理念を十分認識し、公平かつ公正に行うこと。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、利用の許可に条件を付することができる。
- ・ 管理上支障があると認められる場合（入交家住宅の設置及び管理に関する条例第6条第4項及び第11条のいずれかに該当する場合は、施設への入館を拒み、または利用制限、退館を命じることができる。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること

① 入交家住宅の適正な運営のため、施設及び設備に関する以下の保守管理を行うこと。（保守点検等業務に係る詳細は別表1のとおりとする。）

清掃、消防設備、機械警備、空調機器、害虫駆除、植栽管理、設備巡視点検等の保守管理等

なお、施設及び設備に毀損等が生じた場合は、速やかに市へ報告すること。

② 軽易な修繕に関すること

ア 備品その他器具に関する軽易な補修や修理を行うこと。

イ 建物に関する軽易な補修を行うこと。なお、補修の内容については、現状変更を伴う可能性があるため、市と事前に協議すること。

③ 施設賠償責任保険に加入すること

(3) その他

① 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導および訓練すること。

② 伊賀市個人情報保護に関する法律施行条例の規定に基づき、適正な管理体制をとり、職員に周知徹底を図ること。

③ 市が必要と認めた場合には、施設利用者数、収支状況等の事業報告書を作成し、提出すること。

④ 伊賀市指定管理者導入施設のモニタリングに関する基本指針に基づき、半期毎と年度末に履行確認のチェックシートを提出すること。

⑤ 市主催事業について、必要な範囲における事業への協力及び日程等の調整を行うこと。

8 経費等について

本事業では利用料金制を導入するため、指定管理者は、市が支払う本事業に要する経費のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を、自らの収入とすることができる。

(1) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払う。なお、支払時期や方法は協定にて定める。

(2) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

(3) 市が支払う経費に含まれるもの

ア 人件費（退職給与引当金含む）

イ 事務費

ウ 事業費

エ 管理費（修繕費、光熱水費、保守管理費、その他の経費）

オ 事務手数料

年間の運営は経費の範囲内で行うこと。

(4) 収入として見込まれるもの

ア 利用料金

イ 事業からの収入

(5) 精算および事業報告

会計年度終了後、30日以内に事業の精算および報告を行うこと。

(6) 立入検査について

市は必要に応じて、施設、物品各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

9 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容および処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。

10 物品の帰属等

市が、指定管理者に対して委託代金により物品を購入させるときは、購入後の物品は指定管理者の所有に属するものとする。

11 備品物品

備え付けの備品物品等は別途提示する。

12 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

① 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

② 開館時間、休館日については、指定管理者が、必要があると認めたときは市長の

承認を得て変更することができる。

- ③ 維持管理経費の節減、多彩な事業の実施に努めること。また、必要に応じて、市内の他の文化財施設との連携や調整を行うこと。
- ④ 指定管理者が、施設の管理運営に係る各種規定、または要綱・パンフレット等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- ⑤ 各種規定がない場合は、市の諸例規に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- ⑥ その他、仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。
- ⑦ 別に定める予算については、財政の状況により金額が変更となる場合がある。

別表1 伊賀市入交家住宅管理保守点検等業務

項 目	必要管理項目	頻 度
清 掃	日常的に整理・整頓等	毎日（休館日を除く）
定期的な床掃除		月4回以上
窓清掃		必要に応じて随時
消防設備	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	定期点検	年2回以上
機械警備	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	定期点検	必要に応じて随時
空調機器	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	定期点検	年2回以上
害虫駆除	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	定期点検	年2回以上
植栽管理	日常保守管理	必要に応じて随時
除草		必要に応じて随時
設備総合点検	日常保守管理	毎日（休館日を除く）
	巡視点検	必要に応じて随時
	定期点検	月1回以上
照明装置の維持・交換		必要に応じて随時
小修繕		必要に応じて随時

入交家住宅備品一覧表

種類	数量	備考
事務用机	1台	片袖机
脇机	1台	
会議用机	2台	脚折式 コクヨKT-S30TNN
応接机	1台	コクヨNT-11KN
机類	10脚	脚折式 コクヨKT-41RTNN
事務用椅子	1脚	中型 コクヨCR-5
会議用椅子	6脚	コクヨCF-5SN
保管庫類	1台	ファイリングキャビネット A4 コクヨA4-02
書棚	3台	ノンボルトシェルビング
書棚	1個	
ラック類	1台	傘立て
ラック類	1個	フレームタイプ アジャスター付
照明器具	5台	和風スタンド
電話機	1台	
屋内標示	1枚	ホワイトボード
屋内標示	2本	案内板
保管器具	2台	象印 電気ポット
調理器具	1台	日立 IH調理器
布団類	10枚	七島イ草 丸45
布団類	40枚	座布団
清掃器具	3台	三菱 掃除機
リハビリ器具	1台	車いす

名勝及び史跡城之越遺跡の指定管理者の仕様書

名勝及び史跡城之越遺跡（以下、「城之越遺跡」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、条例に定めがあるもののほか、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、地方自治法に規定する住民利用の基本原則である「公の施設として、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」ことを念頭において管理運営を実施するために、城之越遺跡の指定管理者が行う業務の内容及び管理方法について定めるものとする。

2 城之越遺跡の管理に関する基本的な考え方

城之越遺跡を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 城之越遺跡を、文化財としての保存管理をするとともに、その活用を図ることにより市民の文化の向上に資することを目的とする城之越遺跡の設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 城之越遺跡が国名勝及び史跡であることを十分に認識し、歴史的・文化財的環境の保全に努めること。
- (3) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 効率的運営を行うこと。
- (6) 管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

- (1) 名称 名勝及び史跡城之越遺跡
- (2) 所在地 三重県伊賀市比土字城之越4724番地
- (3) 施設規模
 - 構造 鉄骨造平家建
 - 敷地面積 12,386㎡
 - 延床面積 226㎡
- (4) 施設内容 学習館（展示室・管理室）、聖なる泉の広場（大溝復元・露出展示施設・あずまや）、まつりの広場（学習広場・掘立柱建物跡表示施設）
付帯設備 駐車場（15台駐車可）

4 開園時間

原則午前9時から午後4時30分までとする。

5 休園日

月曜日から木曜日、及び12月29日から翌1月3日まで。当該期間中に事前に入園希望があった場合は、市と協議すること。また、冬季（保護シートによる大溝養生中）の学習館の運営についても、別途市と協議すること。

6 法令等の遵守

城之越遺跡の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 文化財保護法
- (3) 三重県文化財保護条例
- (4) 三重県文化財保護条例施行規則
- (5) 伊賀市文化財保護条例
- (6) 伊賀市文化財保護条例施行規則
- (7) 伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (8) 伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (9) 城之越遺跡の設置及び管理に関する条例
- (10) 個人情報の保護に関する法律
- (11) 伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例

ただし、本契約期間中に全各号に規定する法令ならびに条例及び規則に変更があった場合は、改正された内容をもって仕様とする。

7 業務内容

(1) 施設の管理運営に関すること

① 職員の雇用等に関すること

- ア 職員1名以上の常時配置を原則とし、城之越遺跡の業務形態にあった適正な職員数で業務にあたること。
- イ 職員の勤務形態は城之越遺跡の運営管理に支障がないように定めること。
- ウ 職員に対して、施設の運営管理・展示案内に必要な研修を実施すること。

② 自主事業に関すること

- ア 施設の自主事業を計画し、実施すること。
- イ 城之越遺跡の設置目的に沿ったものであること。
- ウ 地域住民および利用者の施設に関するニーズが適性に反映されていること。
- エ 自主事業は、文化財保護法等の内容を十分に認識し、現状変更に関する制限等に留意した事業計画とすること。
- オ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮すること。
- カ 事業を実施する際には、事前に市と協議すること。

③ 施設の利用に供すること

ア 入園料

- ・ 入園料については、城之越遺跡の設置及び管理に関する条例の別表に規定する金額を利用者から徴収することができる。
- ・ 徴収した入園料については、指定管理者の収入とする。
- ・ 施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、あらかじめ市長の承認を得て、入園料の減免または徴収を猶予することができる。

イ 入園者の管理に関すること

- ・ 施設の入園許可については、城之越遺跡の設置理念を十分認識し、公平かつ公正に行うこと。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、利用の許可に条件を付することができる。
- ・ 管理上支障があると認められる場合（城之越遺跡の設置及び管理に関する条例第7条に該当する場合は、施設への入園を拒み、または利用制限、退園を命じることができる。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること

- ① 城之越遺跡の適正な運営のため、施設及び設備に関する以下の保守管理を行うこと。（保守点検等業務に係る詳細は別表1のとおりとする。）

遺跡の保存状況の確認、清掃、消防設備、機械警備、空調機器、自動ドア、非常用放送設備、害虫駆除、植栽管理、設備巡視点検等の保守管理等
なお、施設及び設備に毀損等が生じた場合は、速やかに市へ報告すること。

- ② 遺構の保護・保存については適切な措置を講ずること。特に大溝遺構は、形状変化等に十分な注意を払い、冬季についてはシート等による冷え込みに対する保護を実施すること。また、これらの遺構に影響を及ぼすような措置については、市職員の立会いのもとで行うこと。

- ③ 軽易な修繕に関すること。

ア 備品その他器具に関する軽易な補修や修理を行うこと。

イ 建物に関する軽易な補修を行うこと。なお、補修の内容については、現状変更を伴う可能性があるため、市と事前に協議すること。

ウ 遺構において軽易な修繕が必要となった場合には、事前に市と協議すること。

- ④ 駐車場の管理に関すること。

- ⑤ 施設賠償責任保険に加入すること。

(3) その他

- ① 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導および訓練すること。
- ② 伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、適正な管理体制をとり、職員に周知徹底を図ること。

- ③ 市が必要と認めた場合には、施設利用者数、収支状況等の事業報告書を作成し、提出すること。
- ④ 伊賀市指定管理者導入施設のモニタリングに関する基本指針に基づき、半期毎と年度末に履行確認のチェックシートを提出すること。
- ⑤ 市主催事業について、必要な範囲における事業への協力及び日程等の調整を行うこと。

8 経費等について

本事業では利用料金制を導入するため、指定管理者は、市が支払う本事業に要する経費のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を、自らの収入とすることができる。

(1) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払う。なお、支払時期や方法は年度協定にて定める。

(2) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

(3) 市が支払う経費に含まれるもの

- ア 人件費（退職給与引当金含む）
- イ 事務費
- ウ 事業費
- エ 管理費（修繕費、光熱水費、保守管理費、その他の経費）
- オ 事務手数料

年間の運営は経費の範囲内で行うこと。

(4) 収入として見込まれるもの

- ア 利用料金
- イ 事業からの収入

(5) 精算および事業報告

会計年度終了後、30日以内に事業の精算および報告を行うこと。

(6) 立入検査について

市は必要に応じて、施設、物品各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

9 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容および処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。

10 物品の帰属等

市が、指定管理者に対して委託代金により物品を購入させるときは、購入後の物品は指定管理者の所有に属するものとする。

11 備品物品

備え付けの備品物品等は別途提示する。

12 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- ① 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ② 開園時間、休園日については、指定管理者が、必要があると認めるときは市長の承認を得て変更することができる。
- ③ 維持管理経費の削減、多彩な事業の実施に努めること。必要に応じて、市内の他の文化財施設との連携や調整を行うこと。
- ④ 指定管理者が、施設の管理運営に係る各種規定、または要綱・パンフレット等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- ⑤ 各種規定がない場合は、市の諸例規に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- ⑥ その他、仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。
- ⑦ 別に定める予算については、財政の状況により金額が変更となる場合がある。

別表1 伊賀市名勝及び史跡城之越遺跡管理保守点検等業務

項 目	必要管理項目	頻 度
遺跡の保存状況の確認	日常保守管理	毎日（休園日を除く）
清 掃	日常的に整理・整頓等	毎日（休園日を除く）
定期的な床掃除		月4回以上
窓清掃		年6回以上
消防設備	日常保守管理	毎日（休園日を除く）
	定期点検	年2回以上
機械警備	日常保守管理	毎日（休園日を除く）
	定期点検	必要に応じて随時
空調機器	日常保守管理	毎日（休園日を除く）
	定期点検	年2回以上
汚水処理施設	日常保守管理	毎日（休園日を除く）
	定期点検	年1回以上
循環ろ過装置	日常保守管理	毎日（休園日を除く）
	定期点検	年1回以上
自動扉	日常保守管理	毎日（休園日を除く）
	定期点検	年4回以上
害虫駆除	日常保守管理	毎日（休園日を除く）
	定期点検	年2回以上
植栽管理	日常保守管理	必要に応じて随時
除草		年3回以上、必要に応じて随時
設備総合点検	日常保守管理	毎日（休園日を除く）
	巡視点検	必要に応じて随時
	定期点検	月1回以上
照明装置の維持・交換		必要に応じて随時
小修繕		必要に応じて随時

城之越遺跡備品一覧表

種類	数量	備考
事務用机	2脚	片袖机
応接机	1脚	
事務用椅子	2脚	中型
応接用椅子	2脚	
金庫	1個	手提用
書庫	2個	中型
ロッカー類	1個	更衣ロッカー
ラック類	3個	コクヨ
電話機	1台	
標示器具類	1枚	案内板
防災用器具	2個	消火器
厨房機器類（保管器具）	1個	電気ポット
装飾・美術工芸品	4本	パーティションロープ
装飾・美術工芸品	4本	パーティションスタンド
清掃器具	1台	掃除機
図書	60冊	

史跡旧崇広堂、旧小田小学校本館、入交家住宅、城之越遺跡

指定管理者事業計画書

公益財団法人伊賀市文化都市協会



I 協会の理念・方針

1. 経営及び経理体制

- (1) 経営方針等
- (2) 「文化財施設」の運営方針

2. 経費削減と経営努力による「成果収益」の発生と還元

3. 管理経費縮減の方策

- (1) 職員の力の活用
- (2) 複数施設管理のメリット追求

II 市民及び利用者サービス

1. 市民及び利用者に係る平等利用の確保

2. 市民及び利用者に係る意見の反映

- (1) ご意見箱の設置
- (2) アンケート調査の実施
- (3) ホームページ上での意見の収集
- (4) CIA 制度の活用
- (5) 職員提案制度の活用

3. 利用者などからの苦情等に対する対応等についての考え方

4. 利用者増に向けた方策

- (1) 広報及び営業の推進
- (2) 文化まちづくり事業の提供
- (3) 施設的环境整備

5. 文化まちづくり事業の計画

6. 市民及び地域団体等との連携

- (1) 地域活力の積極的活用
- (2) 各種団体との連携
- (3) 災害時の避難所について
- (4) 住民意見の集約と活用
- (5) 情報の集約と提供

III 管理運営体制

1. 管理運営の基本体制

- (1) 「伊賀市文化振興ビジョン」
- (2) 施設トータル管理プロジェクト

2. 運営体制

- (1) 4つの文化財施設の人員配置計画
- (2) グループ制の導入
- (3) 人員の削減について
- (4) 勤務体制について（基本）
- (5) 地域との連携による効果的な運営（城之越遺跡）

3. 人材育成について

IV 危機管理体制

1. 個人情報の保護措置

2. 事故防止の取り組み及び発生時の対応

- (1) 危機管理マニュアルの作成
- (2) 設備や機器に関する事故防止対策

3. 火災及び地震等緊急時の対応

公益財団法人伊賀市文化都市協会理事・監事名簿

理事 11人(定数：9人～11人)

任期2年(令和4年年6月7日～令和6年6月開催の定時評議員会終結の時まで)

(50音順)

役職名	氏名	主な役職名等	備考
理事	おおもり ひでとし 大森 秀俊	伊賀市副市長	再任
理事	おかもり ふみえ 岡森 史枝	岡森書店店長	再任
理事	かつら ふさ 桂 富佐	音楽家	再任
理事	きたでら まゆみ 北寺 真弓	伊賀華道協会会長	新任
理事	こじま けんじ 小島 憲二	伊賀陶芸会会長	再任
理事	さかき たいき 榑 太基	いが☆グリオ実行委員会委員長	再任
理事	なかい こういち 中井 洸一	伊賀市スポーツ協会副会長	再任
理事	なかむら ただあき 中村 忠明	三重県総合博物館協議会委員	再任
理事	ふくなが まさし 福永 真司	伊賀流忍者サークル伊賀之忍砦代表	再任
理事	やまぐち ちよみ 山口 千代己	公益財団法人三重県文化振興事業団 副理事長兼事務局長	再任
理事	よしかわ かずよし 吉川 和義	公益財団法人伊賀市文化都市協会 事務局長	再任

監事 2人(定数：1人～2人)

任期2年(令和2年年6月5日～令和4年6月開催の定時評議員会終結の時まで)

(50音順)

役職名	氏名	主な役職名等	備考
監事	かわばた ひるや 川端 普哉	伊賀商工会議所前事務局長	再任
監事	まえがわ ちえみ 前川 智恵美	伊賀市会計管理者	新任

公益財団法人伊賀市文化都市協会評議員候補者名簿

評議員 12人(定数：10人～12人)

任期4年(令和2年6月5日～令和6年6月開催の定時評議員会終結の時まで)

(50音順)

氏名	住所	主な役職名等	備考
池澤 基善 <small>いけざわ もとよし</small>	伊賀市上野忍町2559番地	一般社団法人伊賀上野観光協会理事	再任
川口 加代子 <small>かわぐち かよこ</small>	伊賀市小田町1263番地の50	伊賀芸術文化協会会長	新任
小坂 元治 <small>こさか もとじ</small>	伊賀市平野城北町25番地	伊賀上野ケーブルテレビ株式会社 代表取締役社長	再任
長谷 康弘 <small>ながたに やすひろ</small>	伊賀市丸柱585番地	長谷製陶株式会社 代表取締役社長	新任
中内 中 <small>なかうち ひし</small>	名張市新田8番地	中内組紐工房 提側庵ギャラリー代表	新任
中村 伊英 <small>なかむら いひで</small>	伊賀市上野東町2949番地	伊賀市災害ボランティアセンター センター長	再任
福岡 友也 <small>ふくおか ともや</small>	伊賀市上野紺屋町3174番地	元三重県高等学校吹奏楽連盟理事長 三重県立学校教頭	新任
福田 和幸 <small>ふくだ かずゆき</small>	伊賀市四十九町1330番地	公益財団法人伊賀文化産業協会 専務理事	再任
藤本 美知代 <small>ふじもと みちよ</small>	伊賀市馬場331番地	学識者	再任
松壽 敏之 <small>まつさき としゆき</small>	伊賀市千歳309番地	伊賀市体育協会会長	再任
森 正美 <small>もり まさみ</small>	伊賀市三田1594番地の1	建築設計事務所経営	再任

議案第 62 号

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例について

伊賀市上野図書館設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 251 号）の一部を改正する条例について下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 11 月 27 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 上野図書館阿山図書室の閉館に伴い所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例

伊賀市上野図書館設置条例（平成16年伊賀市条例第251号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表上野図書館阿山図書室の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年第13回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2023年(令和5年)11月27日(月曜日)10時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 2階 会議室203
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、中委員、野口委員、谷本委員、滝川事務局長、東社会教育推進監、川北教育総務課長、茶本学校教育課長、小林上野図書館長、大岡いがっこ給食センター夢所長、奥井いがっこ給食センター元気所長
4. 傍聴人 : 2人
5. 協議事項 : (議案第59号) 令和5年度一般会計補正予算 教育費関係について
(議案第60号) 伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について
(議案第61号) 指定管理者の指定について
(議案第62号) 伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例について
6. 報告説明事項 : ①令和5年度教育行政評価の結果について
②令和5年度伊賀市中学生議会について
③寄附について
④人権啓発パネル展示の実施について
⑤その他

閉会 : 10時50分 署名委員 内藤委員

教育長 本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。11月もいろいろなイベントがたくさんありまして、昨日もシティマラソンがあり、東京でもNINJAフェスタ in 上野恩賜公園ということでイベントがありました。文化祭などの秋のイベントもあり、また11月6日にはいがまの図書室もオープンし、皆様にも見ていただきました。

教育委員の皆様には14日には小牧市立図書館に視察へ行っていただきました。こちらの新図書館も計画が進んでおり、次の運営などの面でも皆様にご相談も

させていただきたいと思っ

ているところ

です。
コロナは少し落ち着いていますが、インフルエンザが流行っておりまして、毎週月曜日にはどこかの学校が学級閉鎖になるというような状況です。

教育長 それでは、これより令和5年第13回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。
本日は、全員が出席しており会議は成立しております。
本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。
それでは、これより議事に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。
議事録署名委員には、内藤委員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、内藤委員といたします。よろしくお願

教育長 日程第2 令和5年第12回伊賀市教育委員会議事録の確認についてでございますが、議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、タブレットに掲載のとおりとすることといたします。

教育長 日程第3 議案第59号 令和5年度一般会計補正予算 教育費関係についてを議題といたします。

本議案につきまして、教育総務課長から順に説明をお願いします。

(教育総務課長から順に説明)

教育長 コロナ関係の換気の予算が追加されますが、学校からは要望は多いですか。

教育総務課長 国から新たに補助金の通知が来たのが11月上旬で、小中学校合わせて2200万円の事業となりますので、この12月議会でお認めいただいたとして執行できるのが1月からの3カ月だけであり、また国の繰越予算が充てられているため来年度への繰り越しもできないということです。執行期間が短いため、あらかじめ各学校へ調査をさせていただき、ほとんどの学校から空気清浄機の希望がありました。

教育長 これまでもコロナ対策の補助金がありましたから、どうかなと思っていたのですが、ほとんどの学校で希望があるということですね。

教育総務課長 最近では性能の良い空気清浄機が出ていますので、そのようなものの導入を考えていただいています。

委員 学校教育課のところで、健康診断委託料が入札で下がったということですが、内容的にクオリティが落ちるということはないのでしょうか。

学校教育課長 入札の際に仕様書でこのようなことがきちんと履行できるということが条件になっておりますので、クオリティが下がるということはありません。

委員 全体の予算はどのぐらいでしたか。

学校教育課長 予算額は929万円です。入札によって下がりまして752万円になっています。

委員 けっこう下がっているのでクオリティが落ちるのではないかという懸念を持ちました。実施されるときにもしっかりと確認をお願いしたいと思います。

委員 ヘルメットについてですが、以前から子どもたちに通気性のいいものをお願いしておりましたが、安全性の高いものを用意してくださるということで、ありがとうございます。これは全員に配られるということでしょうか。

学校教育課長 4月から入学される子どもさんの中で、自転車通学をする児童全員を対象として
います。

委員 国からも自転車に乗るときはヘルメットをかぶるよという方針になって
きていますから、自転車通学の子もだけでなく、普段自転車に乗るときにもヘル
メットをかぶるよに、学校でも指導してほしいなと思います。

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第59号に対し、原案どお
り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第59号は、承認されました。

教育長 日程第4 議案第60号 伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛
金の徴収に関する規則の制定についてを議題といたします。
本議案につきまして、学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長 こちらは皆が加入していますか。入らないという方はいらっしゃいますか。全国
的にはそういう話も聞いていますが。

学校教育課長 今までは聞いていません。

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 60 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 60 号は、承認されました。

教育長 日程第 5 議案第 61 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。
本議案につきまして、事務局長から説明をお願いします。

(事務局長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長 指定管理者の施設の活用などについてはいかがでしょうか。

委員 赤井家住宅や他の施設も有効に使ってうまくいっているのではないのでしょうか。文化財だけでは人は来てくれないので、イベントもしてくれていて、うまく使っていると思います。

委員 備品の一覧がついているのですが、備品を別の施設で使いたいときなど移動させる場合は、その権限は指定管理者にあるのでしょうか。市の方で承認するのでしょうか。

事務局長 文化財に指定されているものについては文化財課の方で許可を出しています。備品を移管するということになると文化財課の所管になると思いますが、一時的にこの施設のを別の施設で使いたいというような場合は、口頭で確認し、調整しているのではないかと思います。

社会教育推進監 原則、各施設の固有の備品になっていると思いますので、指定管理者の一存ではできないと思います。

教育長 よく「この作品を展示したいので貸してください」というような事例はありますので、それは教育委員会で許可を出しています。椅子などを借りたいときでも委託先だけでは決められないと思います。

委員 指定管理料が6年度から10年度に金額が上がるのはどのような理由ですか。

事務局長 おおむね人件費で、最低賃金が上がるなど、雇用するための人件費が上がっています。

委員 これは市の方で決めているのでしょうか。

事務局長 双方で協議しておりますが、基本的には市の試算です。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第61号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 61 号は、承認されました。

教育長 日程第 6 議案第 62 号 伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案につきまして、上野図書館長から説明をお願いします。

(上野図書館長 説明)

教育長 4 月から阿山では図書室をなくすということになりますが、そのあたりもご説明いただけますか。

上野図書館長 阿山の図書室を閉館することになりますので、これに伴い議会の議員全員協議会でも説明し、また阿山には住民自治協議会が 4 つありますので、そちらへ説明に参りまして地域のご理解を得てきたところでございます。先行して図書館再編の計画としましては、阿山図書室を令和 8 年 3 月の予定だったものを、令和 6 年 3 月末に閉めることとなり、合わせて移動図書館についても、令和 8 年 4 月の予定だったのを、令和 7 年 4 月に、1 年前倒しで阿山地域に限定して行います。加えて、返却ブックポストの設置については、現在、阿山図書室に返却ブックポストがあるのですが、図書館を閉めることで返却ができなくなりますので、阿山支所の方へ移設して、24 時間返却できるようにさせていただきます。令和 6 年は空白期間となりますので、その 1 年間は公用車による予約図書の配送を週に 1 回、阿山支所に向けて行う予定です。その他には、にぎわい忍者回廊事業の中で、電子図書のサービスが令和 6 年 4 月からとなっておりますので、これは予定通り開始します。市民の皆さんにご利用いただきたいと思っています。また、いがまち図書室が今月 6 日にオープンしました。阿山からは比較的近くですので、そちらもご利用いただきたいと思います。

教育長 代替としてそのようなことをするということですね。特に、阿山の方から要望や反対意見などは出ませんでしたか。

上野図書館長 4 つの自治協に行かせてもらいましたが、反対意見はひとつもありませんでした。ご意見として、地域の声を聞きながら進めてほしいということは聞いていますが、具体的にこうしてほしいということは聞かせていただいておりません。

教育長 自治協の単位ではご理解いただいているということですね。

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 62 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 62 号は、承認されました。12 月議会で説明をし、審議をいただくこととします。

教育長 日程第 7 報告説明事項に移ります。
事項①番 令和 5 年度教育行政評価の結果について

教育長 事項②番 令和 5 年度伊賀市中学生議会について

教育長 事項③番 寄附について

教育長 事項④番 人権啓発パネル展示の実施について

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。
事務局から連絡等ございましたら、お願いします。

教育長 それでは、これもちまして、第 13 回定例会は閉会といたします。議事協力どうもありがとうございました。

10 時 50 分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員